

飼養衛生管理指導等指針の見直しについて（案）

令和7年6月18日

農林水産省
消費・安全局

1 背景・経緯

- (1) 「飼養衛生管理指導等指針」は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3の3に基づき、飼養衛生管理基準の遵守の指導等を中心に、当該指導等に係る基本的な方向、重要事項、実施体制等の方針を国が示すもの。また、法第12条の3の4に基づき、都道府県は本指針に則した飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する計画（飼養衛生管理指導等計画）を定めることとされている。
- (2) 本指針は、最新の科学的知見及び国内外の動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要に応じて変更することとされている。
- (3) 今般、高病原性鳥インフルエンザへの対応を主とし、飼養衛生管理基準を見直すに当たり、その指導の方針を示すため、本指針に所要の変更を行う。

2 変更の方針（案）

以下の事項を中心として変更を検討することとしたい。

- (1) 法第12条の5に基づく指導及び助言を実施する場合の判断基準の明確化を追記
- (2) 鶏等の飼養衛生管理基準に新たに規定することを検討する大臣指定地域における地域的な野鳥誘引防止対策の体制の整備及び実施を追記

(3) 分割管理とは別に、同一経営内の複数農場間での人や物等の交差により、一つの農場で発生した場合に他の農場の家畜が疑似患畜として殺処分対象となることを避ける取組を行うよう追記

3 今後のスケジュール（案）

- (1) 家きん疾病小委員会及び牛豚等疾病小委員会において、変更の方針について議論を行う。
- (2) 併せて、都道府県への意見照会及びパブリックコメントの手続を進める。
- (3) (1) 及び (2) の結果を家畜衛生部会に報告し、変更の方針について答申を得た後、速やかに改正（9月下旬目途）を行う。